

研究所 月報 2021.3

2022年10月から

社会保険適用拡大

2020年5月29日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金制度改正法）が成立しました。

その中で、特に注目されているのが「社会保険の適用拡大」です。

これに先立ち日本年金機構より適用拡大に関する案内が始まり、事業主向けのみならず、パート・アルバイト向けのリーフレット等も公開されました。



社会保険の適用要件を判断する従業員数をカウントする場合には、その会社の常時使用する労働者数ではなく「社会保険の被保険者数」で判断します。社会保険の適用対象にならない短時間労働者はカウントされません。

■改正後に被保険者となる従業員の要件

これまでの加入対象者は、週の所定労働時間数および月の所定労働日数が、正規従業員の4分の3以上であるパート・アルバイト等でした。

改正後は、正規従業員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満であっても、以下の4つの要件をすべて満たす従業員（短時間労働者）は、被保険者になります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月以上の雇用の見込みがある
- 学生ではない



正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されます（企業規模要件あり）

令和3年4月1日から、常時雇用する労働者が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」を公表することが必要となります。公表は、おおむね年に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

公表の方法・例

1. 直近3事業年度の考え方

4月1日～3月31日が事業年度の企業が、2020年度を採用活動を終了し、正規雇用労働者の中途採用比率の公表ができる状態となり、2021年8月31日に公表を行う場合



2. 正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法

	正規雇用労働者の採用数 (A)	うち 中途採用者数(B)	公表する中途採用比率 (B/A*100により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)	
				中途採用比率 (公表値)
2018年度	46人	16人	$16/46*100=34.78\cdots$	≒ 35%
2019年度	32人	13人	$13/32*100=40.62\cdots$	≒ 41%
2020年度	38人	7人	$7/38*100=18.42\cdots$	≒ 18%

3. 公表

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 (A社HP)

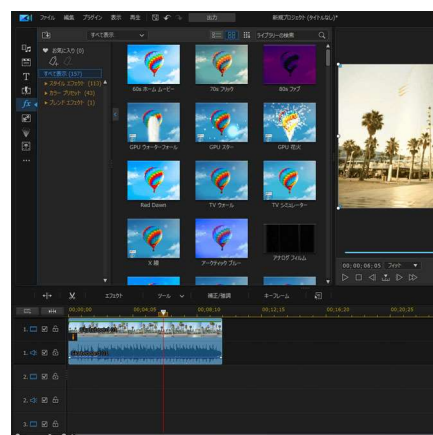
	2018年度	2019年度	2020年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	35%	41%	18%

公表日：2021年8月31日

ひらたコラム

どんなに美しいお料理を並べてもらっても、「いただきまーす！」とすぐにがっついてしまう彩りのない37歳。映えはないのか、映えは、と呆れられることも少なくない私ですので、記憶も大事だけど、今年は記録も大切にしてみよう！と一念発起。動画編集に挑戦。

学生時代は劇団で演出も担当していたので、結構こだわって作れそう。と、ワクワクしたのも束の間、動画を撮ることなど年に数回程度、それもへたくそ。今のところ素材がまったくないので第一歩目は撮影から…。タイムラプスを覚えたり、三脚を使ったり…試行錯誤の日々です。第1作目はいつになるやら…。



発行/2021年2月26日 第106号
 平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
 733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
 TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
 Mail info@tairaken95.com
 URL http://tairaken95.com

